

令和6年度大津市消費生活審議会 会議議事概要

- 1 開催日時 令和6年10月10日（木曜日）午前10時30分から午後0時5分まで
- 2 開催場所 明日都浜大津1階 大会議室B
- 3 出席者 審議会委員 松岡久和会長 西村一彦副会長 細川真由美委員
青根真理子委員 北野和男委員
事務局 5人
- 4 議題 (1) 令和5年度事業報告について
(2) 令和6年度事業進捗について
(3) 令和7年度事業計画について

5 会議概要

開 会（午前10時30分）

市民部長あいさつ

会長あいさつ

議 事（午前10時35分～午後0時3分）

（1）令和5年度事業報告について

〔事務局〕 資料に沿って説明

〔委員〕 11ページの相談の処理状況の中の「他機関紹介」は、どういうところを紹介されているかをわかる範囲で教えていただきたい。

〔事務局〕 「その他情報提供」と「他機関紹介」は、似通ったところがあり、それぞれご説明をさせていただくと、「その他情報提供」は、消費生活センターが相談を聞いた後の判断として、弁護士等を紹介するような対応であり、「他機関紹介」は、センターの相談業務の範囲外、例えば、ゴミをどうするかと言う問い合わせの時に、市役所の環境整備部局を紹介するといった対応になります。

〔委員〕 事業者からの相談が消費生活センターに入ることはあるのでしょうか。

〔事務局〕 事業者の相談もたまに入ることはありますが、その内容は当センターの役割でないということでお断りをさせていただいているのが現状です。

〔委員〕 わかりました。ありがとうございます。

[会長] 今の質問に関連して１点、消費者と事業者は、法律上は消費者契約法で、比較的、明確に区分がありますが、現実には、脱サラして起業しようとしている人が、フランチャイズ契約での何かの売り込みを受けたり、事業用に使うのか、個人用に使うのか微妙なケース、例えば、FAXなど、そういうものが境界線上でよく問題になることがあります。そういう相談がきた場合は、一見、事業者の相談にも見えるけれど、断るわけではなくて一応話を聞いてみるということになるのですか。

[事務局] まず事業者であるかを最初に尋ねます。それから、どういう内容か概要を聞くようにしています。

事業のために使われるものか。それともプライベートのものか。早い段階で尋ねるようにしています。

[会長] 境界線は結構難しいところがありますが、事業者だからといって直ちに断るのではなく、消費者問題に絡んでいる場合ないしは消費者問題と最終的には認定できる場合もありますので、そういう形で対応いただければ結構だと思います。

[委員] 12ページから消費生活相談員のスキルアップ・サポート等が色々と書かれてあり、法律や接遇の研修をされているのは理解できますが、1ページを見ると、相談員は会計年度任用職員として雇用されています。会計年度任用職員は、基本的に、ここにある鉛筆と同じ物件費で雇用されています。また、4月1日から3月31日までの一年間が雇用年度です。

普通の職員は退職させる場合、退職の１か月前に「通告」がありますが、会計年度任用職員は、期間満了の退職であり通告する必要はほとんどない。期間満了の日がきたら終わりになる。

だから、スキルアップを一生懸命やってもらっているが、3月何日になったら、どちらかと言うと腰が浮いて、次の仕事を探しに行かなければならなくなる。このような制度は大変不十分であると審議会委員としては思います。

この問題は、ここにおられる方が即答できる問題ではないと思いますが、必ず声を大きくして言いたい。腰を据えてスキルアップできるような制度につくりかえる。そうしないと相談業務と言われるものが、なかなか定着した形にならないだろうと思います。

ジェネラリストと言われる３年が経てば、コロコロと異動する制度の方ではなく、スペシャリストとして、例えば、この相談員、図書館の司書、保育所の保育士等の方々、また、そういう方は、ほとんどが女性です。

女性が、ひとりで経済的に困らないようにするための制度として存在しているのであれば、組織自体を変えていかなければならぬ大変な問題だと思います。

そこまででなくとも、最低限、人件費として雇用し、無期の職員になるようにしてもらえれば、本当に、「相談業務」「消費生活センター」が市民に向いていると思います。

[会長] 大きい課題ですぐにうまくお答えができるかどうかわかりません。

大学も同じで、専任職員が少なくなって期間雇用に切り替わっています。そうすると全く同じ問題が起こり、専任職員よりもスキルアップしてきた頃に雇用期間が満了してしまう。そう

すると、誰が一番仕事に詳しいのか、よくわからない状況になります。これはどこにも起こっている話だと思います。

それを踏まえて、考えや方針ないし心構え等、今の非常に重い指摘に対して何か発言をお願いできますか。

[事務局] 会計年度任用職員の制度は国の制度であり、大津市だけが採用しているものではないが、基本、1年の雇用期間であり、最大5年間、延長できるようになっています。

その後、5年後に再公募する。引き続き、その相談員が応募すれば、再雇用の確約はないが、雇用の可能性はあるということで、5年、5年、5年と続くようになっています。

消費生活相談員については、全国、どこも会計年度任用職員の雇用だと思われます。この問題は、どの地方自治体においても課題であると考えます。

先ほど委員が言われたように、当センターだけで解決できることではないので、処遇改善については、人事当局とも話をしている状況で、引き続き、交渉していきたいと考えています。

また、無期限という話が出ましたが、基本、無期限となると、正規職員に該当すると思いますが、正規職員は、基本、定期の人事異動があるので、なかなか難しい。

今年度、早速に取り組んだ内容は、正規職員にも、相談員の資格を取ってもらいたいとの思いもあり、職員用掲示板に、消費生活相談員の資格取得の試験があるとの情報を載せて啓発事業に努めたところです。制度の中で、しっかりと、市民対応ができる窓口にしていきたいと考えております。

[会長] 追加でお聞きしますが、5年経ったら、必ずしも機械的に雇用を終了するわけではなく、再応募いただければ、採用すると言う話ですが、それに関連して、そもそも、相談員の人数は十分に確保できているのですか。

[事務局] 相談員を募集しても、なかなか応募のない自治体も結構あると聞きますが、大津市の場合は、先ほど説明したとおり、大津市独自の研修をする等の取組をしている中で、他の市町村より良い点をアピールして、人員確保に努めている状況です。

[会長] それなりに応募の数もあるということですね。

[事務局] 定員6名ですが、大津市の場合、それを欠けたことはまだありません。

[会長] 1年単位を更新して5年まで更新という、労働基準法だか、労働契約法だかの規定に従わざるを得ないということですか。

[事務局] 会計年度任用職員なので、採用は年度単位になります。3月に、更新されるかの意思確認をして、更新希望であれば、翌年も雇用は続く。ただし、最長は5年で、5年経過後は公募しなければならない制度になっています。

[会長] 現在の6名の相談員は、大体、5年以内であれば、更新をしてもらえるのですか。

[事務局] センターの環境面を整えて、他に引き抜かれることのないように努めたいと考えています。

[会長] 6名から欠員が生じた場合は募集をするのですか。
欠員募集をしたことがないのですか。先ほどしたことがないとおっしゃたような気がします。

[事務局] 退職した方は何人かおられますが、欠員募集を行い、すぐに後任が見つかりました。
何か月も欠員がある市町村もありますが、大津の場合はありがたいことに、すぐに決まっています。

[会長] 私の聞いている範囲でも、やはり相談員のなり手が少ないと言うことがあるようなので、その点、大津市は大丈夫だと聞いて安心しました。

[委員] 先ほど無期の職員にすると、異動があると言われたが、別に異動はなくとも長く専門職員として雇用しているケースもあります。

僕は京都大学で会計職、予算を担当した人間ですが、大学の場合、いわゆる期限つき教授は5年間雇用します。そういう雇用形態なので、5年間雇用と言い切ってもよい制度です。

大学も、2004年から毎年、1%の運営交付金が削られて、今は20年が経過して20%減らしている。今後、どう削減するかが問題になっている。大津市は黒字なので、全然、違って運用も楽かなと思っています。

何が言いたいかというと、スペシャリストと言われている人が同じ職場にずっといても良い。例えば、理学部で、鉱石の研磨を専門にしている職員が、突然、別な所に言ったら本当に役に立たない。そればかりを専門にする職員はいます。この相談員の方も雇用形態としては専門であるが、そうであっても無期職員になることはできます。制度の問題です。

ジェネラリストは3年毎にボコボコと異動する。ましてや会計担当の人間は長く同じ所にいると、関係において腐れ縁がいっぱいできるので、異動するのでしょう。

僕の経験でも、そのような事案はやっぱりありました。要は、制度改革されて、雇用を安定してもらって、レベルアップ、システムアップ、本当のスペシャリストになって、市民に貢献できるようなシステムにしていきたい。

そのためにも、やはり1年雇用の繰り返しは良くないと思います。

[会長] 同感する部分も多くあります。ちなみに私も立命館大学法務研究科の契約職員の専任職員ですが、1回更新して、満70歳までとなっています。

私は別にそれで問題はないとは思いますが、今、おっしゃったことは、同じく大学に関係しているのでよくわかります。特に、図書館等で専門知識が必要な方が、コロコロと異動して大丈夫かという話は京都大学でも立命館大学でも問題にはなっている。

ただ結局、専門職員としての処遇やキャリアアップ、そういう道筋がジェネラリストと同等に開かれるような雇用体系になっているのかと言われると、そこまで制度がやっぱり十分充実してないので、なかなか難しいのが現状だと思います。余計なことを申し上げました。

[事務局] 今、スペシャリストの方も長期継続した雇用にという話だったのですが、スペシャリストを正規雇用にするのも、確かに 1 つの考え方でありますが、仮にそのように採用した本人が、その仕事に向いていないこと、あるいは、メンタル面、体調面で、その仕事を続けられなくなるような問題が起こることもあります。

このあたりは難しい面もあり、私共だけで答えられるところではありません。確かに、相談員のなり手も少なく、今回、資格試験でも、結構、門戸を広げて、相談員を増やそうと国としても取り組んでいるので、このあたりは、今後、国も色々と考えられると思います。

それに従って、自治体の方にも一定の動きがあるのではないかなと思います。

[会長] 他の件で何かありませんか。もし意見がなければ、私から、もう 1 点、18 ページの啓発事業について質問があります。

先ほどのご説明の中で、高校は市内にある県立高校、これが多分全てと言うような感じで説明いただきました。普通に考えると、中学校や小学校の方がはるかに校数は多いはずですが、この表で見ると、中学校は生徒に対しては 2 校だけです。

それから小学校は面白い試みで、良いテーマで講座を開いていると思いますが、3 校ということで、「講座回数がちょっと少ないのではないか。」と言う印象を抱きます。そのあたりの実態について、少し補足していただければ幸いです。

[事務局] 小中学校に関しましては、大津市の教育委員会とも連携を図りながら、取組を進めているところですが、教育課程の関係で時間をとってもらえないのが現状です。

当センターとしては、増やしていきたい思いはありますが、相手があることなのでなかなか難しく、思考を変えながらの取組も必要と考えます。

従って、この後の議題にも挙げているとおり、少し違った方向で、小中学生を対象に、取組を考えていきたいと言う状況です。

[会長] それでは計画で、改めて取り上げてご説明いただければと思います。他の委員から何かありませんか。

[委員] この相談の年齢層ですが、高齢者が非常に多いということが大津市の特徴としてあるとのことですが、私も啓発事業で、去年は東大津高校に行き、今年は北大津高校に行くので、昨日も、北大津高校用のパワーポイント資料を作っていました。

その時に資料を見ていたら、成人年齢の引き下げの傾向もあって、やはりその 10 代の 18 歳から 20 歳までの相談が結構増えているようなことが国民生活センターの資料から見られました。しかし、大津市では、今のところあまりそのような傾向を感じていないということですか。

[事務局] 統計を見ると、やはり 60 歳代以上が多く、今言われた成人年齢は、なかなか相談が増えない。これはどういうことかなと考え、やはり啓発が少ない。消費生活センターは、何をしているところか、若年層にはまだわかっていないのではないかな。その点、もっと周知啓発に努めなければならないと言う課題認識は持っています。

[委員] 確かに昨日も何かの報道で、18歳や19歳でクレジットカード作って、いきなり破産に至るみたいなニュースがありました。

私も相談で20歳過ぎて、もう多重債務みたいなことの相談を実際に耳にしています。

判断能力の低い若年層の方が安易にクレジットカード作って、150万円や200万円の借金を作ってしまう。それくらいの枠であれば借金ができてしまう。

これが300万円や400万円までなると、次の枠はなくなってしまい貸してくれないけれども、結構、現実にはニュースになっていると思っていて、今、見ると、大津市はその世代の相談が余り増えてないことなので、それは、例えば、大津市は、高校に、毎年、啓発事業をしていることが功を奏して、その結果、大津市では被害が少ないと良いかなと思って質問しました。

[会長] 私なりに余計な推測を加えますと、成人年齢が引き下げられてから、まだ時間があまりたっていないと言うことが1点、先ほど回答の中で言っていただきましたが、若年層で、もしトラブルに巻き込まれた場合に、どこに相談に行けばよいのかということが、高齢者ほど認識が十分に徹底していないことが1点、一方で、今、委員が言っていただき、かつ、委員自身も啓発活動に協力いただいているように、独自の啓発活動を、高校生を相手にしてもらっていることで、やっぱり効果はあると思います。

ただ、やはり、ここ数年のことなので、まだ傾向としてははっきり出てないと思います。それと後、確かに多重債務とクレジットカード、それから破産に至るような借金というのは、大きな問題で、それは全国どこでも起こる話で、大津だけが例外だと言うことはあり得ない。多分、相談としては今後さらに出てくるだろうと思います。

ただ、若者はそこまで大きくなる額の問題は少なく、やはり高齢者はたくさんお金を持っているので、高齢者の被害の方がやっぱり目立ちやすい。若い方で1万円までの被害であれば、「しょうもないものにお金を使わされた。」「痛い目に遭うのも勉強や!」と言うぐらいのことで、多分、本人も、「もういいや!」と諦めて相談にこないだろうということも併せて考えると、少し若年層の相談が少ないのには、それなりに理由はあるのだろうと思います。

[委員] 以前に、お母さんと小学生高学年を対象に、主催は財務省の大津財務部で、「お金の使い方」と言うのに取り組んでおられる事例を、消費者問題啓発協力員会議で聞いた記憶があります。

記憶が定かでないですが、継続して、小学生高学年に向けて、お金についての概念づくりをしておかないといけない。

今の話だが、お母さんやお父さんのクレジットカードを使って、お金がどんどん引き出してしまう。ゲームをしたいが、そのためには課金する必要がある。どんどん引き出しができることで、お金に関する感覚が麻痺してしまう。お金のことを中心に大津財務部が取り組んでいるならば、消費生活センターとコラボで取り組むシステムにしておけば、小学生への講座や啓発が進むのではないかと思います。

[事務局] 実は、滋賀県に、滋賀県金融広報委員会と言うのがあります。この中に、講師派遣制度があって、この制度では無料で、「お金の使い方」等を講義してもらえ、令和5年度は、こ

の制度を活用して、3校で開催しました。

次年度以降も、この制度を活用して行いたいと考えています。なるべく様々な機関と連携しながら、取り組みを進めていきたいと考えます。

[会長] 滋賀県はどうでしょうか。

[委員] 先ほどの委員の20歳未満の相談が少ないと言う話ですが、確かに、滋賀県全体で取りまとめをする中でも、成年年齢が引き下げられた時期前後に、集中的に若年層向けの啓発を行いました。実際に相談件数となると、目に見えて増えていると言うわけではないです。

それをどう分析するかは難しいですが、実際に被害にはあっているかもしれないが、多分、若い子は特に電話相談がすごく苦手であったり、あるいは、そもそも消費生活センターの存在自体を知らないと言う面があるかもしれないので、一概に、「相談が少ないからよかったね。」とするのは、なかなか難しいと考えます。

その中で、「役立つと良いな」と思う取組として、滋賀県消費生活センターでは平成29年度から、インターネット相談、メール相談ができるような取組もしています。昨年度、県センターでの相談受付の全体件数は3,300件ぐらいでしたが、そのうち29歳以下の相談になると7%ぐらいしかない。ただし、インターネット相談全体124件に占める割合では21%に跳ね上がります。

そのような形で少しでも取っつきやすい相談のあり方、メールでの相談は1回で解決することはほぼありませんが、そのような手法を設けることで、一旦、ハードルを下げて相談につなげていきたいと思っています。

また、もう少しセンターをよく知ってもらうためには啓発をしていかなければいけないと思い、今年度も、手元に配らせていただいた小さなカードを「インターネット相談を知ってください。」ということで全高校に配付しました。

これを配った後、目に見えて相談が増えたというわけではありませんが、状況として伝えさせていただきます。

[会長] 他に何か発言いただくことはありませんか。もうすでに大分、意見を頂戴したので、次の課題に移ろうと思います。もし後からでも思い出したことや思いついたことがあれば発言いただければ結構です。

2番目の議題である「令和6年度事業進捗について」は、令和6年度事業の経過報告です。

併せて、3番目の議題の「令和7年度事業計画について」の説明をお願いします。

(2) 令和6年度事業進捗について

(3) 令和7年度事業計画について

[事務局] 資料に沿って説明

[会長] それではただいまの説明に関連して、質問、意見があればお願いします。どなたからでも、どの点からでも結構ですので発言をお願いします。

[委員] 手元にある広報紙「大津市消費センターぽけっと」ですが、資料の啓発事業の中にもありましたが、配布方法として、支所に行かなければもらえないということですか。

自治会での回覧はないのですか。

高齢者の啓発の中に「啓発の強化」が掲げてあります。私、瀬田学区の住民ですが、現在、民生委員が、1月に1回、弁当をつくって、配付と同時に外に出られないお年寄りの見守りをしています。

民生委員と小学校の子どもが、高齢者宅を回っておられますが、そういう時に、この「ぽけっと」等を持っていったら、絶対すぐに見てもらえると思います。

「何かすごく良いことが書いてあるな。」と私は思うのですが。あまり家におられるお年寄りに見られる機会がないのではないかと今思ったのです。そのあたりを民生委員と協力して渡してもらおうとかができれば良いと思います。

[事務局] 見守り側への情報提供として、令和5年度でも話をさせてもらったと思うのですが17ページの情報提供という形で、約150の介護保険関係事業所や地域包括支援センターの集まる会議、社会福祉協議会会長会や民生委員児童委員さんの会議の中で、このような広報紙を配布させてもらっているのが現状です。

自治会組回覧については、実際、自治会離れも結構あり、すべての世帯に回覧できない状況でもあります。

そのあたりを考えると、高齢者の方はやはり紙ベースが良いと言われますが、今はデジタルの時代で大概スマートフォンをお持ちです。大津市には公式ラインと言うのがあることから、そちらにシフトすべきと考えている状況です。

高齢者の方への対応としては、今後の取組の中で、地域に出向いた講座、公民館との共催講座を考えているので、そのあたりでカバーしていきたいと考えています。

[事務局] それに加えて、たまたま昨日ですが、大石学区の民児協の会長が消費生活センターに来られました。用件というと、「民児協だより」の裏面に、消費者トラブルの原稿を載せたいというものでした。そうであれば、民生委員は高齢者に直接に関わっていらっしゃるもので、ぜひ原稿作成には協力しますと裏面掲載をお受けしました。

先ほど所長も申しましたが、回覧ですとどうしても読み飛ばされることもありますが、高齢者宅へ直接、個別に配られるのであれば、センターとしても紙ベースが良いと思っています。

その点について、情報や資料の提供は、センターも是非是非と言うことでありますので、そのあたりをご理解いただきたいです。この頃、「エコ」と言うことで紙を使わないようにという考えもあり、何でもインターネットとか言われますが、そのあたりは双方の効果を考えて検討していきたいと思います。

[会長] すでに工夫はされているようですが、今の委員の意見でもまた拡充を図っていただくことになろうかと思います。今の説明でも触れられましたが、25ページに、「ここで講座を開いて、来てください。」と言うのではなく、こちらから出向いて行って、地域の公民館等で講座を開催する。そうすると声掛けもできて人数も集まるだろう。その際に先ほど委員から指摘があったように資料や紙を配るのはなかなかいい傾向だろうと思います。

現に7月2日と9月5日の2回、既に実施しているが、この集まり具合はどうか。

昨年度の報告の中では、大体20人ぐらい集まっている形ですが、実際、このような形に試行してどれほどの成果が上がっているのかを一言報告いただきたいです。

[事務局] 実際、共催事業でなかった場合につきましてのプロモーションがなかなか難しく、各戸に広報が回らない。今回、公民館との共催講座にしたのは、公民館事業は、各戸に広報が入るためです。それにより講座のプロモーションができるので、大変有効な取組として進めています。

実際、各戸に入るの、やはり参加者数は増えています。大幅に増えているわけではないが、それなりに参加者数は増えている状況です。

[会長] それを踏まえてまた拡充をお諮りください。

[委員] 今現在、私は日吉台学区自治連合会の役員を担当していますが、市の自治連合会で大津市の発行物を全部受けとっているとすごい量になってしまう。配る人もだんだん高齢化してしまって、「もうできない。」と言うように、どれを残すではなくて、全部断ってしまった時代がありました。そこから出発して、徐々に、これは必要と言う広報物のみが復活されているのが現状であると思います。

それからすると、うちの町は、「ぽけっと」が必要で、「配ってくださいね」という話をしていたと思います。支所長が変わって引き継ぎがされていないからだと思いますが、最近、配布が止まっています。回覧になるかどうかの判断は、支所長やその職員の方にもよると思います。

そして、やはり手を挙げると、回覧版と言う形になるかと思うので、必要なものだけが回覧で回ると思います。

これを必要であると思っているのは、私の町は高齢化率が50数%で市内学区の3番目です。1番目が小野学区、2番目が葛川学区、3番目が日吉台学区でベスト3に入っている。高齢者の独居が多くなると、回覧版の回らないこともあります。私もいるので、やはりこういうものは回してほしい。

この「ぽけっと」等の啓発文書を回覧してもらってありがたいなと思っているし、回覧を議題に上げてもらったら、手を挙げてもらえる啓発協力員もおられて、その方の住んでいるところだけは、回覧が復活するかなと私は思っています。

[会長] どこも同じで、私は京都府城陽市に在住ですが、やはり私のところも自治会は、自治会長が一括して市から受け取った回覧物を、4組の各組長に卸して、組長が自分の近所に配って歩くという仕組みになっています。

しかし、今年は会長に様々な事情があつて、回覧物が止まってしまった。そうすると組長のところにも回覧物がこないの、何にも回ってこないということがあります。

委員ご指摘のとおり、回覧物が多いと何が重要かわからなくなって、しかも負担が大きいため、「あまり回すな」あるいは「もう受け取るな」と言う話がやっぱり出てきてしまう。

自治会そのものの活動がやっぱり低調化しているので、「従来どおり下に流しておけば自動的に流れる」と思っていると、ちょっとそうはいかない状況だと思います。

[事務局] 市民部で自治協働課を所管しており、組回覧の対応もしています。自治連合会の各学区 36 学区の定例会があり、そこで依頼され、それが組回覧になるのがルートです。

先ほどからの話にも出てくるように、今の自治会の負担軽減と言うことで自治協働課では、必要なものをポスター掲示または組回覧するよう、一定、担当課から上がってくるものに対して、自治連合会とも相談させてもらいながら、組回覧するものを決めているのが 1 つです。

もう 1 つ、委員が言われたように各学区が各地域で、これを組回覧しようと言うものもあると思います。例えば、その学区の商店街の回覧であるとか、私の学区であれば、自衛隊の回覧とか、こういうものはそれぞれの学区で判断されます。

今日も審議会の中で、「ぽけっと」の重要性については意見もいただきました。消費生活問題では、高齢者の相談が非常に多いということであれば、インターネットも必要ですが、一方で、紙もあるので、そちらの方は、自治協働課、自治連合会とも相談させてもらいながら進めていきたいと思います。意見としては、自治連合会にも伝えさせていただきます。

[事務局] 先ほどの共催講座の人数ですが、7 月 2 日が 29 人、9 月 5 日が 35 人です。

[会長] 令和 5 年度が大体 20 人ちょっとだったので、5 割増しぐらいにはなっているようだという事です。他に何か意見は。

[委員] 「大津市消費者問題啓発協力員」と言うのが組織されているようですが、何人ぐらいで、どういう属性の方がされておられて、どういう役割を担っておられる方を教えていただきたいです。

[事務局] 20 ページをご覧ください。大津市消費者問題啓発協力員は 28 名の方が今登録されています。

活動内容は、地域での啓発活動等に協力をいただくことですが、これまで月 1 回ぐらいのペースで協力員会議をしていました。基本、同じ方が毎回来られていて、28 名登録はありますが、実際には 28 名来られていない状況ですので、それは残念なことであると考え、もう少し参加を広げたいという思いもあり、今年度は地域での講座に移行しながら、そこで協力員を求めていく取組を試行的に行っています。最終的には、地域で企画をしていただいて、啓発事業に取り組んでいただきたいと思います。

事務局としては「自主的に」と言う思いは持っていますが、やはり協力員も高齢化になってきているので、そのあたりは難しいと思います。従って、協力員とセンターで連携を図りながら、取組を進めていきたいと考えています。

[委員] 先ほどから自治会組織率、自治会活動やその配布物回覧の負担とか言う話を聞いて、私も実は守山市で、ここ 3 年ぐらい自治会役員をやっていて、環境問題の啓発協力員みたいなものもやったりします。

そうすると、結局、自治会で何か講義や講演をしようとする役員が増える。そして、一部の役員ばかりに負担がかかる。役員になろうとする者がなくなる。「役員均等に出そうぜ！」

「役員の出し方も特定の人に偏らず、みんなが当たるようにしようぜ！」などと話し合う会議を開いたら、その翌日に「自治会辞めたい。」と言う人が出たりして、もう無茶苦茶にバランスが難しくて、非常に苦慮しています。

実は、自治会役員は2年任期ですが、交代したら次の人が「そんなに負担多いのだったらやっぱり俺はやらない。」と言い出して、新旧引継ぎが終わってから、結局1年間延長して例外でやるみたいなことがありました。自治会で何かをしてもらおうとすると、そこで自治会の負担が増える、返って逆効果なところもあり、このバランスをちょっと考慮していただいて、結果として一番広くなるのが良いと思います。後は、協力員、講演、講義、研究会、何であっても、結局は熱心な人ばかり来て、来てほしい人が来てもらうのに情報が届いてないような傾向が何をやってもあります。

自治会で例えば人権学習会をすると、「自治会でやる以上はやっぱり参加者がいないと困る。」、だから人集めをする、人集めをすると来てくれるのはいつも同じ人になる。それでなくても広く情報が伝わるような工夫は難しいことが、私も経験上、重々わかった上で何とかその工夫をしていただきたいと思います。

[会長] 全くどこも同じ状況だと思います。

同じ人が一人10役ぐらいやっている。何をやっても、同じ活動的な人は来てくれるが、それ以外は来ないという状況になりかねない。ご指摘のとおりで工夫は難しいのですが、何か知恵がありましたら発言いただければと思います。

[委員] 大津市消費者問題啓発協力員に現在なっている人間です。

最初は、市民講座みたいなものがあって、それに応募すると、弁護士さんのお話を聞いたり、法律的なことを3日間ぐらい学んで、その講習が終わると、大津市消費者問題啓発協力員の会議と言うがあるので、そこで活動される方はどうぞと案内されました。

あの時は、60何歳ですべての仕事が全部終わった切り換え時期だったので、「やってみます」と言いました。それが発端です。これは自治会から関連して、協力員を出してもらうものではなくて、市民からピックアップをする、個人参加型のシステムになっています。

だから、意識のある人が手を挙げて入ってこられる。今は大分減りましたが、以前はもっと倍ぐらいいました。

最近は少なくなりましたが、以前は啓発劇をして地域を回る。色々な消費者トラブルや詐欺の現場についての劇を作って、各自治会の催し物に参加する取組もあったと思います。

3つぐらいの取組をされていて、それを継続して取り組んでいるのが現状です。

[会長] 事務局で発言いただくことはありますか。難しい課題ではありますが、確かに良い工夫だと思います。良い意味での抱き合わせ販売みたいですが、そういう形で興味を払ってもらうことで参加者を増やす。色々な工夫をしていただければと思います。

また、インターネットを活用するという方向、これはもうSDGsもあって紙を減らさないといけないということもあり、このような会議資料でも、パワーポイントの画面だけあるとか、PDFの掲載だけにすれば良いとか言う方向もあるとは思いますが、一方で、先ほどから高齢者には、なかなかアクセスしてもらえない、役所ではしっかり広報をしていると思っても、「誰

が見るのか！」「それどうやってアクセスするのか！」という問題もありますね。

先ほど、イベントみたいなものと組み合わせて、人を惹きつけると言う工夫を言っていたきましたが、YouTube動画もそうかもしれません。こういう形で、少し工夫をして広げてもらえばいいかと思います。

それで、事務局の方へ事前打ち合わせの際に、冗談で言ったのですが、ここ一、二年、大津市と言うと何だろうと思ったら、『成瀬は天下を取りに行く』ですね。

もう県や市も、そういう相談や企画を出しておられるかもしれませんが、ものすごく売れた本ですし、2冊両方読みましたが非常に面白い。やはり大津市に関係ある人は、読んでみると、すごく体の身近なところの感覚があって、惹かれるわけですね。

「ああいうのと何かタイアップする企画や広報がないかなあ」と、その時には放言しましたが、何かあったら、また、教えてください。

[事務局] なかなか難しい問題でもあります。今、NHK大河ドラマ「光る君へ」を放送していますが、そういう組み合わせがあっても、結構面白いなと思っています。会長が言われたとおり、今、メジャーになっている物をかけ合わせたりして、今後、考えたいと思います。

[会長] とりあえず誰も考えることは同じなので、なかなか難しいと思いますが、やってみないと、どうなるかわからないので、仕事ばかり増やしていますがよろしくお願いします。

他、何かご意見はございませんか。なければ12時で、予定の1時間半が過ぎましたので、もしもこれで発言いただくことがないようでしたら、以上で議事を終了したいと思いますが、よろしいですか。

事務局におかれましては、多くの意見もいただいたので、引き続き、より良い消費者行政の施策推進を図っていただきますようよろしくお願いします。

委員の皆様には議事進行に協力をいただき、積極的に意見を色々いただきありがとうございました。

それでは議事の進行を事務局にお返しいたします。

[事務局] 事務局から事務連絡

閉 会（午後0時5分）